

長浜市見守り配食支援事業委託業者 募集要領

1 目的

長浜市ではひとり暮らしの高齢者等に対し、利用者の生活の質の向上及び社会的孤立の防止を図るため、配食を通じて安否確認を行う見守り配食支援事業を実施する。

長浜市は事業実施内容が適格と認められる業者であれば、複数の事業者に委託することとし、本要領のとおり受託を希望する事業者（登録業者）を募集する。

2 業務概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 事業名 | 長浜市見守り配食支援事業 |
| (2) 対象地区 | 長浜市全域 |
| (3) 契約期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| (4) 委託内容 | 長浜市が決定した利用者に1日1回、週5回を限度として食事を自宅に配達するとともに、利用者に声かけをし、安否確認を行う。 |
| (5) 委託金額 | ※305円／食（税込）（※参考金額 令和7年度委託金額） |

3 応募資格条件

次に掲げる要件のすべてに該当する者であること。

- (1) 申請日時点において、すでに長浜市内で6か月以上配食事業を行っており、原則、長浜市全域の食事の配達が可能であること。
- (2) 事業者の専用調理設備（厨房）を有していること。ただし、他の事業者の調理設備（厨房）で行うことも可能とする。
- (3) 令和8年度において、長浜市の一般競争入札参加有資格者名簿に登録される予定であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 長浜市から入札参加停止を現に受けていないものであること。
- (6) 直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税の滞納がないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成22年法律第225号）等に基づく更生手続き開始の申立てをしている者（更生又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (8) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前ア～オのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。



4 申請書類一式の配付

次のとおり申請書ほか指定様式を配付するので、いずれかの方法で入手すること。

(1) 右記URLまたは2次元コード先からダウンロード：<https://logoform.jp/form/BJcW/1365718>

(2) 電子メールでの送付

5(2)に記載したアドレス宛に、題名「令和8年度見守り配食支援事業申請書類の送付」とし、電子メールを送信すること。原則翌々開庁日までに返信にて送付する。

(3) 窓口での配付

5(2)に記載した担当課窓口で配付する。希望者は事前に受取日時を担当課まで電話予約のうえ来庁すること。(開庁日の9時00分～16時45分において対応する。)

5 提出内容

(1) 書類の提出 本要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解したうえで、次の書類を提出すること。

- ① 見守り配食支援事業登録（更新）申請書（指定様式）
- ② 献立表（3食分）（指定様式）
- ③ ②のうち2食分の写真（必要に応じ、食事見本を追加で提出をお願いする場合がある。）
- ④ 食品衛生監視票
- ⑤ 営業許可証（写）
- ⑥ 食中毒等食品事故に関する賠償保険の加入のわかるもの（保険証書（写）等）
- ⑦ 法人及び当該業務の実施を予定する事業所の配食事業の配達地域や実績等の概要がわかるもの

(2) 提出方法 下記①または②のいずれかの方法で提出すること。

① ④(1)のURLまたは2次元コード先からデータ送信

② 右記へ持参または郵送：〒526-8501 長浜市八幡東町632 長浜市長寿推進課 高齢企画係
電話：0749-65-7789 FAX：0749-64-1437 E-Mail：choju@city.nagahama.lg.jp

※郵送の場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、令和8年1月16日（金）16時45分までに到着したものに限り受け付ける。配達事故等については提出者のリスク負担とする。

(3) 窓口受付時間 開庁日の9時00分～16時45分

(4) 提出期限 令和8年1月16日（金）※4月以降に申請を希望する場合は、担当課に相談すること。

(5) 提出書類の取扱い 提出書類は審査及び長浜市との取引に関することにのみ使用するものとする。
なお、提出された書類は返却しない。

6 審査方法 書類審査及び献立審査

※申請書提出後、書類及び献立審査等を行い、条件を満たすと判断した事業所を本事業の委託事業者として登録する。必要に応じ、実際の弁当の献立調査を行う。

7 審査結果 令和8年2月下旬（予定）、審査の結果を電子メールにて通知する。

8 その他

本業務の契約は、令和8年度予算に係る長浜市議会の議決を前提とするものであり、議決がない場合は成立しない。